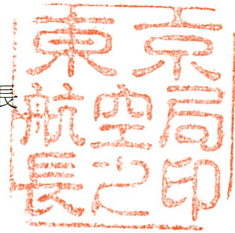


東空運第11192号
令和元年10月8日

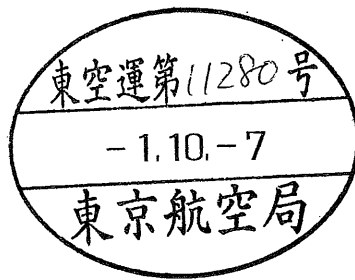
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省東京航空局長



即位礼正殿の儀等に伴う飛行自粛について

標記について、千葉県警察本部長から別添（令和元年10月3日付け公二
発第218号）のとおり協力依頼がありましたので、趣旨了知の上、貴会所
属各位に対し周知方お取り計らい願います。



公二発第218号
令和元年10月3日

国土交通省

東京航空局長様

千葉県警察本部長

即位礼正殿の儀等に伴う飛行自粛について（依頼）

仲秋の候、貴台におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等については、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、それぞれ執り行われる予定のところ、これら儀式には多数の外国要人が参列することが見込まれています。

また、これら儀式等については、極左暴力集団等による違法行為が懸念されるほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続するなど、厳しい情勢にあることから、当県警察本部といたしましては、警備の万全を図るため総力を挙げて各種警備諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましても、本警備の重要性をご理解の上、小型民間航空機等を使用しての不測の事態を防止するため、別添のとおり、飛行自粛についてのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添

飛行自粛の依頼

1 飛行自粛

(1) 期間

令和元年10月21日(月)午前0時00分から同年10月25日(金)午前0時00分
まで

(2) 区域

ア 成田国際空港(外周から1,000メートル)

千葉県成田市古込1番地1(北緯35°45'55" 東経140°23'08")

イ 東関東自動車道

成田ICから佐倉IC(道路両側1,000メートル)

※ 別図1、2のとおり

※ 皇居から25海里の部分は除く

(3) 高度

地表から高度3,000フィートまで

(4) 飛行自粛を除外されるもの

ア 警戒のため飛行する警察用航空機

イ 緊急要務で飛行する消防防災及び救難航空機

ウ 陸上、海上及び航空自衛隊機

エ 災害発生時における緊急取材のための航空機

オ 成田国際空港に離着陸する航空機で、計器飛行方式により飛行する航空機

カ 上記のほか、千葉県警察本部と調整した航空機

2 連絡先

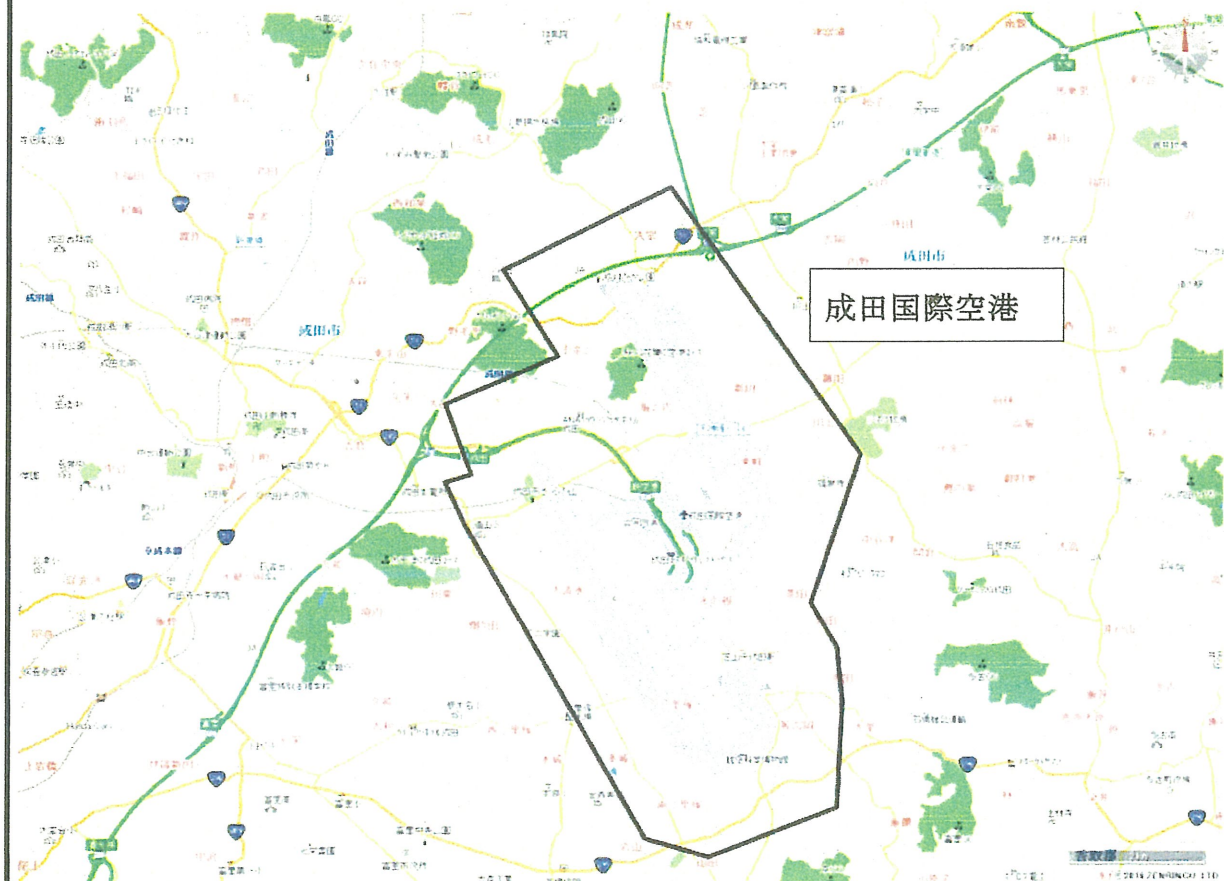
千葉県警察本部警備部公安第二課総合警備対策室

電話 043-201-0110(内線6410)

別図 1

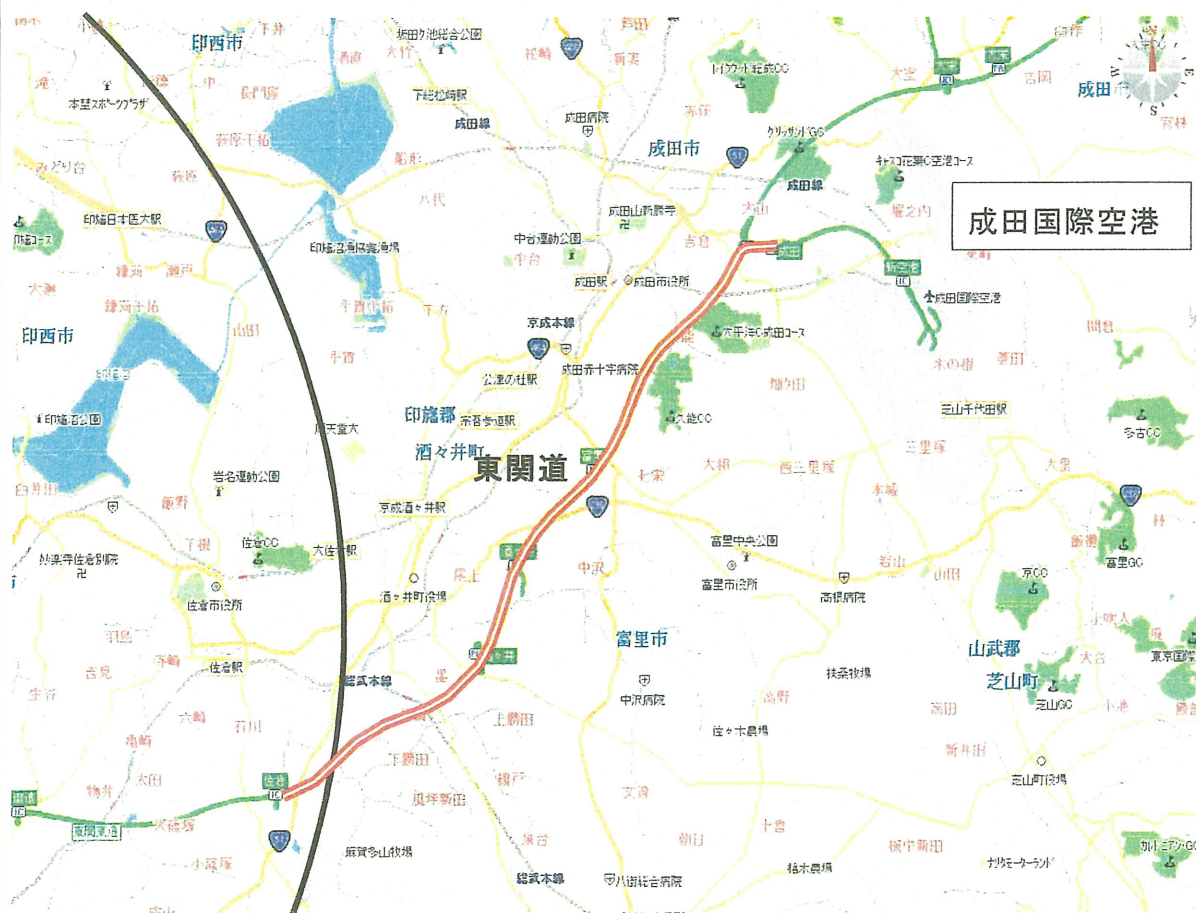
フライト自肅要請時間・区域（成田国際空港）

期 間 （ 時 間 ）	区 域
10月21日(月)午前0時から 10月25日(金)午前0時まで	成田国際空港の外周から1,000m 高度3,000フィート



フライト自粛要請時間・区域（成田 I C～佐倉 I C）

期 間（ 時 間 ）	区 域
10月21日(月)午前0時から	東関東自動車の両側1,000m
10月25日(金)午前0時まで	高度3,000フィート



皇居から25海里的境界線